

那須野が原開拓日本遺産ストーリーブック～図鑑編～制作事業 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」の将来像（ビジョン）に「郷土愛を培い、文化資産の保護活用を図り、次世代に引き継ぐこと」とあるが、地域の歴史を学習する小学校高学年をターゲットとした日本遺産に関する素材がない。そこで、絵本や児童書のような形式で日本遺産認定ストーリーを再編集し、小学校高学年を対象としたストーリーブックを制作することで、次世代を担う子どもたちの地域の歴史への認識を深め、郷土愛を醸成することを目的とする。

ストーリーブックについては、企画や文章・図表・挿絵が児童にとって理解しやすいのはもちろんのこと、明治貴族による那須野が原開拓の歴史や文化財についてより理解を深めるために、絵本のような親しみやすい物語と、図鑑的な要素が必要であり、令和3年度の事業として、図鑑的な要素の部分である図鑑編を制作するものである。

2 概要

(1) 業務名称

那須野が原開拓日本遺産ストーリーブック～図鑑編～制作事業

(2) 業務内容

別紙「那須野が原開拓日本遺産ストーリーブック～図鑑編～制作事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和4年3月18日（金）まで

(4) 提案上限額

2,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格

参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 那須塩原市、大田原市、矢板市又は那須町の入札参加資格を有すること。
ただし、参加申請書提出日までに入札参加資格の取得が間に合わない場合は、企画提案書提出日までに入札参加資格を取得すること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会

社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、那須塩原市、大田原市、矢板市又は那須町の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 本事業公募時点で事業者の本社所在地における都道府県知事、那須塩原市、大田原市、矢板市及び那須町からの指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 那須塩原市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 3 号）第 2 条第 4 号又は同条第 5 号の規定に該当しないものであること。
- (6) 同種又は類似の履行実績を有するもの。

4 プロポーザルの日程

- | | |
|-----------------|----------------------------------|
| (1) プロポーザル実施の公告 | 令和 3 年 10 月 1 日(金) |
| (2) 参加申請書提出期限 | 令和 3 年 10 月 11 日(月)まで（午後 5 時必着） |
| (3) 質問書受付期限 | 令和 3 年 10 月 11 日(月)まで（午後 5 時必着） |
| (4) 質問回答書の送付予定日 | 令和 3 年 10 月 13 日(水) |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和 3 年 10 月 25 日(月)まで（正午必着） |
| (6) 審査の実施 | 令和 3 年 10 月 26 日(火)～10 月 28 日(木) |
| (7) 審査結果の通知 | 令和 3 年 10 月 29 日(金) |

5 参加手続

本実施要領及び仕様書の内容を確認し、本プロポーザルへの参加を申請する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 提出書類
参加申請書（様式第 1 号）
- (2) 提出期限
令和 3 年 10 月 11 日（月）午後 5 時必着
※参加申請後、都合により辞退する場合については、速やかに辞退届（様式第 2 号）を提出すること。なお、辞退の期限は企画提案書提出期限と同日とする。
- (3) 提出先
「11 提出先・問合せ先」
- (4) 提出方法
持参（閉庁日を除く。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）又は郵送（書留郵便や宅配便で送達確認ができるものに限る。）

6 質疑及び回答

プロポーザルに関する説明会は実施しない。本実施要領及び仕様書に関する

質疑がある場合は、質問書（様式第3号）により受け付ける。

- (1) 提出期限
令和3年10月11日（月）午後5時必着
- (2) 提出先
「11 提出先・問合せ先」
- (3) 提出方法
電子メール
質問書（様式第3号）を使用し、次の点に留意して記載すること。
件名は、「日本遺産ストーリーブックに関する質問：+（参加者名称）」
とすること。
- (4) 回答方法
参加者全員に通知するとともに、那須塩原市ホームページにて回答する。
なお、本業務に直接関係のある質問にのみ回答を行うものとし、全ての質問
に回答するとは限らない。
- (5) 回答予定日
令和3年10月13日（水）

7 企画提案書の提出

本実施要領及び仕様書の内容を確認し、本プロポーザルへの提案を提出する者は、次の必要書類を正本1部、副本9部提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書表紙（様式第4号）
 - イ 企画提案書（任意様式）
 - ウ 業務実施体制図（様式第5号）
 - エ 履行実績等（様式第6号）
 - オ 見積書及び内訳書（任意様式）
- (2) 提出期限
令和3年10月25日（月）正午必着
- (3) 提出先
「11 提出先・問合せ先」
- (4) 提出方法
持参（閉庁日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで）又は郵送
（書留郵便や宅配便で送達確認ができるものに限る。）
- (5) 企画提案書の内容
企画提案にあたっては、文化庁が認定する「日本遺産」の主旨を理解の上、
以下の事項に配慮し、提案すること。

ア 図鑑の構成イメージ（掲載する項目案など）

イ ストーリーブック制作のプランニング

令和3年度は図鑑編を制作するが、「ストーリーブック」としては絵本や児童書のような形式を想定しているため、図鑑編を含め、どのような形式でストーリーブック全体を制作するかを提案すること。

ウ 挿絵のイメージのサンプル（今回の正式な担当作家でなくとも可）

(6) 提出書類の作成及び提出上の注意事項

ア 使用する文字のフォントは10.5ポイント以上(図表内の文字を除く。)とすること。

イ 企画提案書、見積書、業務実績については、表紙に「那須野が原開拓日本遺産ストーリーブック～図鑑編～制作事業」と名称を明記し、左端をステープルで仮綴とする。

ウ 提出後の資料の再提出、差替え及び修正は原則認めない。

8 審査及び契約候補者の特定

(1) 委託業者は、選考委員会の評価に基づき会長が決定する。

(2) 選考は、提出された企画提案書及び見積書について、評価基準書に基づき書面審査により行う（本プロポーザルにおいては、プレゼンテーションは行わない。）。

(3) 書面審査の結果、評価点が最も高い者を契約候補者として特定する。

(4) 評価点が同点の場合は、価格以外の評価点が高い者とする。

(5) 上記点数も同点の場合は、選考委員会の合議により決定する。

(6) 審査の結果は、令和3年10月29日（金）に書面にて通知する。同日までに通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

(7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

(8) 選考委員会は、那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会事務局職員6名で構成する。

9 契約の締結

契約候補者の特定後、被特定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された見積書記載額で契約を行う。

ただし、特定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

10 その他

- (1) 企画提案書の提出後提案者が3(1)～(6)に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は、無効とする。
- (2) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。
- (4) 審査結果に対する不服の申立ては、一切認めない。
- (5) 本プロポーザルに提出書類の様式は、那須塩原市ホームページ (<http://www.city.nasushiobara.lg.jp>) からダウンロードすること。
- (6) 提出された書類は、企画提案者選定に伴う作業等に必要な範囲内において、事前の承諾を得ずに、那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会が複製を作成する場合がある。
- (7) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

11 提出先・問合せ先

〒329-2792

栃木県那須塩原市あたご町2-3

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会事務局

那須塩原市教育委員会事務局教育部生涯学習課文化振興係

(担当：相馬、小林)

電話 0287-37-5419

FAX 0287-37-5479

電子メール shougai@city.nasushiobara.lg.jp